



## 特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年6月28日

静岡市長 殿

## 提出者

住 所 静岡市駿河区小鹿一丁目1番1号  
 氏 名 社会福祉法人恩賜財団 静岡県済生会  
 支部長 石山 純三  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 054 (285) 6171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	静岡済生会総合病院
事業場の所在地	静岡市駿河区小鹿一丁目1番1号
計画期間	2024年4月1日から2025年3月31日まで

## 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	83 医療業				
②事業の規模	許可病床数 581 床				
③従業員数	1312 名 (2024. 4. 1)				
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>種類: ①感染性産業(一般)廃棄物 ②引火性廃油 ③腐食性廃酸      発生過程: ①医療行為に伴って発生する廃棄物のうち、血液等が付着又は付着した恐れのあるもの      ②組織の切片標本の作製の際、溶媒として使用</p> <table border="1"> <tr> <td>(病院)</td> <td>排出 → 分別 → 保管</td> </tr> <tr> <td>(委託)</td> <td>収集運搬 → 中間処理 → 最終処分            (焼却) (固形化・埋立)</td> </tr> </table>	(病院)	排出 → 分別 → 保管	(委託)	収集運搬 → 中間処理 → 最終処分 (焼却) (固形化・埋立)
(病院)	排出 → 分別 → 保管				
(委託)	収集運搬 → 中間処理 → 最終処分 (焼却) (固形化・埋立)				



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



【役割】

- |          |   |
|----------|---|
| 廃棄物管理責任者 | ○廃棄物処理方法の策定○廃棄物管理規定の策定・改廃○廃棄物処理に関する事項の決定、承認   |
| 廃棄物処理責任者 | ○廃棄物処理計画の作成○廃棄物処理状況の把握と改善策の検討○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理○管理委託契約の締結○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理○監督官庁への各種報告○職員、関連業者に対する教育・啓発○その他関係する事項 |
| 廃棄物処理担当者 | ○廃棄物処理状況の把握と改善策の提案○その他関係する事項  |

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業（一般）廃棄物	引火性廃油	腐食性廃酸
	排 出 量	190.42 t	0.719 t	0.014 t
		(これまでに実施した取組) ○特別管理産業（一般）廃棄物を含む、すべての廃棄物を対象に排出の抑制を目標に取り組んでいる。		
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業（一般）廃棄物	引火性廃油	腐食性廃酸
	排 出 量	190 t	0.7 t	0.01t
		(今後実施する予定の取組) ○廃棄物排出量の抑制に繋がる新たな廃棄物処理方法を検討する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○廃棄物を分別する場合、人が感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物を感染性廃棄物と定めているため、安全性を考慮すると感染性廃棄物の分別は困難である。
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○安全性を考慮し、かつ感染性廃棄物を分別するための新たな処理方法を検討する。

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（2023年度）実績】	
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
○実施なし			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
○予定なし			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（2023年度）実績】	
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
○中間処理（焼却）の実施 (※平成17年6月13日付け廃止)			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			
○予定なし			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（2023年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ○実施なし			
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t	— t
(今後実施する予定の取組) ○予定なし				

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（2023度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業(一般)廃棄物	引火性廃油	腐食性廃酸
	全処理委託量	190.42 t	0.719 t	0.014 t
	優良認定処理業者への処理委託量	190.42 t	0.719 t	0.014 t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t	— t
(これまでに実施した取組) ○委託契約の有効期限は1年間とし、委託契約の見直し。				

## (第5面)

		【目標】						
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業(一般) 廃棄物	引火性廃油	腐食性廃酸			
②計画		全処理委託量	190 t	0.7 t	0.01t			
		優良認定処理業者への 処理委託量	190 t	0.7 t	0.01t			
		再生利用業者への 処理委託量	t		t			
		認定熱回収業者への 処理委託量	t		t			
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t		t			
(今後実施する予定の取組)								
電子情報処理組織の使用 に関する事項		【前年度(平成 2023 年度) 実績】						
		特別管理産業廃棄物 排 出 量 <small>(ボリューム化ビフェニル廃棄物を除く。)</small>	191.153 t					
		(今後実施する予定の取組等)						
2019年4月より電子マニフェスト化								
※事務処理欄								

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。